

A200

総合入院体制加算

2012年度診療報酬

- ◆ 高度な医療提供を行う総合病院を評価
- ◆ 治癒4割と精神科が課題・・・



A200 総合入院体制加算

1日につき

総合入院体制加算

120点

※入院した日から起算して14日を限度として所定点数に加算する。



1日につき（14日を限度として算定）

「総合入院体制加算」は、

- ①十分な人員配置及び設備等を備え・・・
- ②総合的かつ専門的な急性期医療を24時間提供出来る体制・・・
- ③および病院の負担軽減策等を評価する加算だよ。



施設基準（算定日数と入院初日とは？）

・ 総合入院体制加算は、
入院初日から起算して**14日を限度**として算定できます。

この入院初日とは・・・

・ 保険医療機関に入院した初日

ただし退院後に、

・ 同一の疾病又は負傷により、当該保険医療機関又は特別の関係にある保険医療機関に入院の場合は、急性憎悪その他やむを得ない場合を除き、最初の入院日から起算して計算します。

第2部 通則5
の解釈だよ。



▶ 施設基準 (総合入院体制加算)

高度な医療提供を行う総合病院

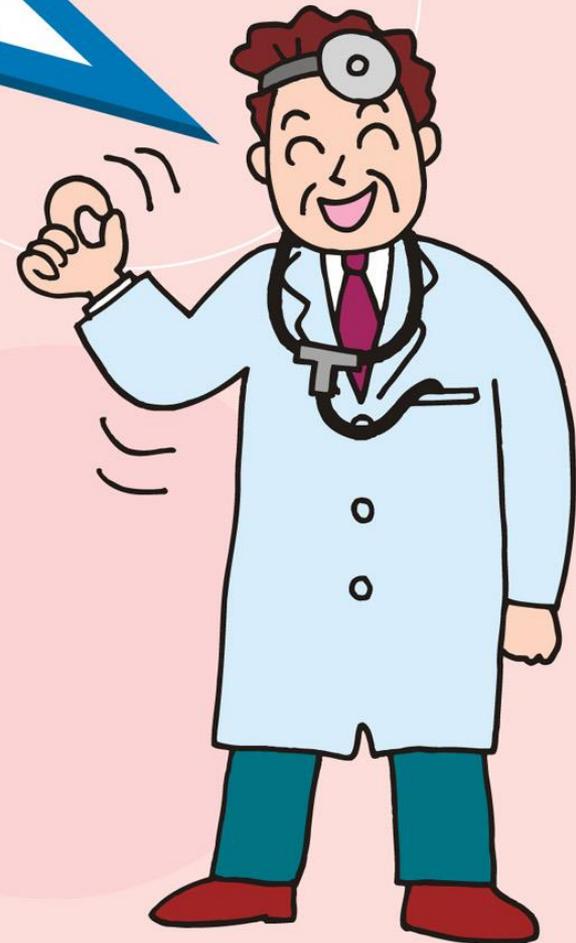


① 算定できる医療機関

一般病棟入院基本料を

算定する

保険医療機関だよ。



②標榜診療科

「総合入院体制加算」を算定する施設は以下の診療科を標榜しなければならない。

- 内科
- 精神科
- 小児科
- 外科
- 整形外科
- 脳神経外科
- 産科又は産婦人科

ただし、

• 「精神科」については、24時間対応できる体制*があれば必ずしも標榜し、入院医療を行う体制を必要としない。

(*自院又は他院の精神科医が、すみやかに診療を行う体制も含む)



③24時間の救急医療提供として以下の
いずれかを満たしていること

◆「救急医療対策事業実施要綱」に定める
以下を設置している医療機関

- 第2次救急医療体制
- 救急救命センター
- 高度救命救急センター
- 総合周産母子医療センター

◆上記と同様に24時間の救急患者を受入れて
いる保険医療機関



④外来縮小に当たり、以下の体制を確保していること。

◆選定療養費の届出を行って実費請求を行って

こと。
(紹介状を持たない初診患者への請求)

◆地域の他の医療機関との連携を図っていること。

- ①B009診療情報提供料 (I) 「注7」の退院患者
- ②転帰が「治癒」であり通院の必要の無い退院患者

①+②が、直近1ヶ月の総退院患者数*の4割以上



*総退院患者には、以下は含まないよ。[計算式]

- 外来化学療法
- 外来化学療法に係る専門外来
- HIV等に係る専門外来

$$\frac{\text{①} + \text{②}}{\text{直近1ヶ月の総退院患者} \text{ (*を除く)}} = 4割$$

[計算式] (以下を計算して4割以上)

・ B009注7 の包括退院患者

⇒包括となっても、診療情報を提供している旨を診療録に記載していればカウントして構わない。

[B009注7包括診療報酬項目]

- ・ 小児入院医療管理料
- ・ 精神科救急入院料
- ・ 精神科急性期治療病棟入院料
- ・ 精神科救急
- ・ 合併症入院料
- ・ 地域診療計画管理料
- ・ がん治療連携計画策定料
- ・ 肝炎インターフェロン治療計画料

「B009注7の退院患者」
(診療情報提供書作成患者)

+

・ 「治癒」について

⇒退院時のレセプトには「治癒」と記載が必要。

「治癒」とは、退院後に外来通院治療の必要が全く無い、またはそれに「準ずると判断されたもの」である。
(平成20年10月15日通知)

「準ずる」とは？(以下例)

- ・ 「準ずると判断されたもの」は基本的には無い
(平成20年12月26日通知)

「転帰が治癒の退院患者」
(当該・他の医療機関で外来受診の不要な患者)

直近1ヶ月の総退院患者

(* 外来化学療法・化学療法専門外来・HIV外来・死亡を除く)

[算定対策]

- ・ 総合入院体制加算を算定している医療機関のほとんどは、
「B009注7」と「B007注9の包括患者」の対策を行っているぞ！
⇒診療録への記載と「誰がカウントするか」がカギだね！



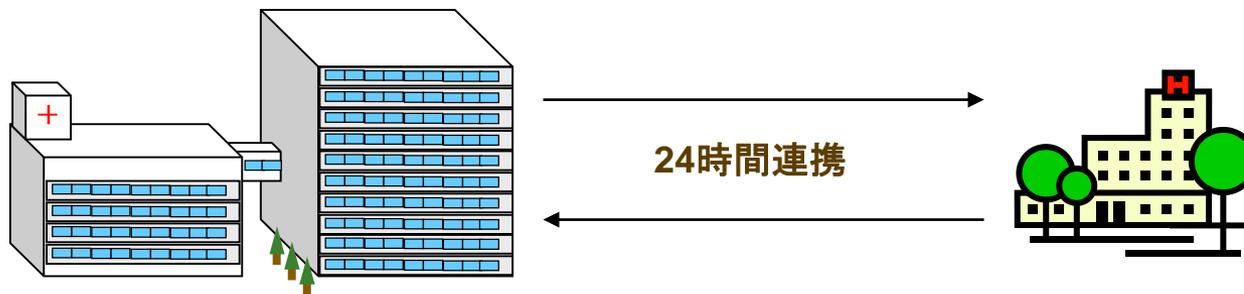
[精神科について]

- 精神科は、24時間対応できる体制があれば、
精神科を標榜している必要は無い。

ただし・・・

連携している医療機関において「精神科」を標榜し、精神科による対応が可能であり、「入院設備があること」が必要。

契約の締結



「総合入院体制加算」届出
医療機関

「精神科」を標榜している
入院設備のある医療機関

●安易な算定は要注意！！

・総合入院体制加算は点数が高いため、経営改善等の対策で安易に「治癒」を増やして算定している病院も多い。



※実が伴っていないければ、医療監査の際に指摘を受けることとなります。

- ・「治癒」は全体の25%ぐらい。
- ・あとは逆紹介対策を確実に行うことが重要です

